

## 電気・ガスの契約切り替えは慎重に！

電力・ガスの小売りがそれぞれ平成28・29年に全面的に自由化され、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選べるようになりました。その一方で、電話勧誘や訪問販売をきっかけとした契約切り替えに関する相談が依然として寄せられています。

### 〈事例1〉

一人暮らしの母が電話勧誘をきっかけに電気とガスのセット契約をしていることがわかった。母に確認すると勧誘電話がしつこかったので契約してしまったようだ。電話では「電気とガスをセットにすれば料金が安くなる」と勧誘されたようだが、請求書を確認すると以前の電気料金とガス料金の合計金額より高額になっている。母は解約したいと言っているがどうしたらよいか。

### アドバイス1

▽大手電力・ガス会社をかたって、契約の切り替えを勧誘するケースが見られます。訪問して来た会社の社名や連絡先等の情報や訪問の目的、契約をどこで結ぶのかを必ず確認しましょう

▽「電気代が安くなる」と言われたら＝契約プランによっては、現在よりも電気料金が高くなる可能性もあります。変更予定のプランが自身のライフスタイルに合っているか、現在の契約と必ず比較検討しましょう

### 〈事例2〉

賃貸アパートに先月から入居した。入居してまもなく突然訪問して来た男性に「アパート全体で契約する電気会社が当社に変わる」と言われた。紙に氏名、電話番号、生年月日を書かされ、検針票を見せてしまった。勝手に契約先を変えられないか心配だ。業者の名前は聞いたが書面も貰っていないので連絡先は分からない。

### アドバイス2

▽「検針票を見せて」と言われたら＝検針票には契約者の個人情報だけでなく、電力切り替えに必要な顧客番号などが記載されており、それらの情報が分かれば電力契約の手続きができてしまいます。検針票の取り扱いには注意しましょう

▽「このアパート全体の契約が切り替わる」と言われたら＝アパートの管理会社や大家さん等に連絡して、事実かどうか確認しましょう

▽電話や訪問で勧誘を受けて、電力やガスの契約切り替えをした場合、法定の契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリング・オフ（無条件での契約解除）することができます

判断や対応に困ったら消費生活相談室にご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

**小金井市消費生活相談室**

**☎042-384-4999 (直通)**